

稲敷市の庁舎等公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

令和元年5月31日 策定

令和8年9月1日 改定

1 策定の背景と経過

稲敷市では、「稲敷市第2次健康プラン」から受動喫煙による健康への影響を市民の健康課題の一つとして位置づけ各種保健事業を実施している。

稲敷市の死亡率は、悪性新生物(がん)、脳血管及び心臓血管疾患の割合が高く、肺がんは常に上位を占めている。これらは、喫煙や食生活及び運動不足が疾患のリスクを高めることが明らかになっており、中でも喫煙は危険因子のひとつであることから喫煙に対する正しい知識の普及と禁煙に向けた取り組みを行っている。

平成30年7月に健康増進法（平成14年法律103号。以下「法」という。）が改正され、学校、病院、児童福祉施設等並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は第一種施設に、その他の施設は第二種施設に区分され、それぞれ特定場所以外の場所等での喫煙を禁じている。

このことから、市の庁舎等公共施設において受動喫煙が生じないように、受動喫煙防止対策を拡充して実施する。

2 目的

本指針は、法の規定に基づき、市の対象施設等における受動喫煙防止対策について定め、市民をはじめとする施設を利用する者及び勤務する職員の健康増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

3 この指針に係る定義

(1) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(2) 対象施設等

市が所有し、管理する建物（指定管理者が管理する建物を含む。）、屋外施設、車両をいう。

(3) 対象施設等管理者

対象施設等を所管する課等の長

(4) 第一種施設

法第28条第5号イに規定する多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに同号ロに規定する国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいう。

(5) 第二種施設

法第28条第6号に規定する多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

(6) 職員等

市職員（会計年度任用職員、非常勤職特別職を含む。）のほか、委託又は委託先からの派遣により対象施設等の管理業務にあたる者及び対象施設等で委託された業務等を行う者をいう。

4 対象施設等

(1) 市が所有し、管理する公共施設（認定こども園、幼稚園、小中学校、庁舎等の建物、指定管理者が管理する建物）で以下の施設

認定こども園えどさき、桜川こども園、みのり幼稚園、小・中学校、教育センター、市役所本庁舎、東支所、上下水道事務所、保健センター、福祉センター、いこいのプラザ、江戸崎中央公民館、新利根公民館、桜川公民館、あずま生涯学習センター、図書館、歴史民俗資料館、学校給食センター、コミュニティセンター、江戸崎体育館、新利根体育館

(2) 市が所有し、管理する屋外公共施設（公園、運動広場等）で以下の施設 江戸崎総合運動公園、新利根総合運動公園、桜川総合運動公園、桜川運動広場、白鷺球場、東グラウンド、市が管理する公園等（11施設）

(3) 市が所有し管理する車両（公用車）

(4) 市が所有し、管理する公共施設及び屋外公共施設で催されるイベントや行事等の会場内

※ 公民館、屋外運動施設、学校給食センター、車両等は、法に規定されていないが、受動喫煙防止対策を拡充する旨で対象施設等に含めるものとする。

5 受動喫煙防止対策実施者

対象施設等管理者及びイベント、行事等主催者

6 基本者針

(1) 対象施設等での喫煙は原則禁止とする。ただし、当面の間、市役所本庁舎及び上下水道事務所については、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所での喫煙は可能とする。

(2) 職員等は、勤務時間内の喫煙は原則禁止とする。ただし、休憩時間及び勤務時間外については、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所での喫煙は可能とする。

(3) 屋外の対象施設等及び屋外の対象施設等を会場として催されるイベント、行事等では、子どもや20歳未満の者、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者に配慮し、屋外であっても受動喫煙を防止するため当該敷地内での喫煙は原則禁止とする。

7 対象施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 喫煙の原則禁止

対象施設等で喫煙を原則禁止し、喫煙する者を発見した場合は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設（訪れる会場、車内）であることを伝え、喫煙をやめていただくよう求める。

（２）市民や施設を利用する者への周知

本指針に基づき、市民や施設を利用する者に対し、受動喫煙防止対策の具体的方法及び趣旨について、管理する対象施設等においてポスター掲示等により周知を図り、理解と協力を得られるよう努める。

8 受動喫煙防止対策の推進

別紙「稲敷市受動喫煙防止対策行動計画」に基づき推進する。

9 実施時期

（１）本指針による市の対応は、令和８年９月１日から実施する。

（２）本指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ適宜見直しを行う。

別紙

稲敷市受動喫煙防止対策行動計画

施設・区域等の区分		具体的な施設等	考え方	とるべき措置
施設・建物等	・子どもや２０歳未満の者の利用が想定される施設	認定こども園えどさき、桜川こども園、みのり幼稚園、小・中学校、教育センター	主に子どもや２０歳未満の者が利用する施設は、受動喫煙対策の徹底が特に配慮が必要である。	喫煙は原則禁止とする。 （当面の間、市役所本庁舎及び上下水道事務所については、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所での喫煙は可能とする。また、職員等は、勤務時間内の喫煙は原則禁止とする。ただし、休憩時間及び勤務時間外については、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所での喫煙は可能とする。）
	・行政機関の庁舎 ・健康福祉関連施設 ・公共性の高い施設 ・子ども、妊産婦、高齢者、障がい者など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者の利用が想定される施設	市役所本庁舎、東支所、上下水道事務所	公共性が高く、日常生活において多くの者の利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙対策の徹底が必要である。また、健康の維持・増進、フレイル予防のために利用する施設は、その設立の趣旨から受動喫煙対策の徹底が必要である。	
		保健センター、福祉センター、いこいのプラザ、江戸崎中央公民館、新利根公民館、桜川公民館、あずま生涯学習センター、図書館、歴史民俗資料館、学校給食センター、コミュニティセンター、江戸崎体育館、新利根体育館		
	・公用車		車内空間では、運転者及び同乗者に対する健康の維持・増進のために受動喫煙対策の徹底が必要である。	公用車内の喫煙は原則禁止とする。
屋外	・上記の他、受動喫煙防止対策が必要と考えられる施設・区域等	江戸崎総合運動公園、新利根総合運動公園、桜川総合運動公園、桜川運動広場、白鷺球場、東グラウンド、市が管理する公園等	屋外であっても、多くの子どもや２０歳未満の者の利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙対策の徹底が必要である。	当該敷地内での喫煙は原則禁止とする。
		イベントや行事等の会場内		
職員等		上記の施設等	喫煙者と非喫煙者の健康の維持・増進のために受動喫煙対策の徹底が必要である。	勤務時間内の喫煙は原則禁止とする。 （休憩時間、勤務時間外の喫煙は屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所での喫煙は可能とする。）